

# 新生東京女子医科大学のための暫定役員・評議員選任内規

(令和6年9月20日内規第2409号の6)

(目的)

第1条 本内規は、暫定役員・評議員を選任するにあたり、第三者委員会の調査報告を真摯に受け止め、創始家の関与とあらゆる一強体制を排除し、理事会、監事及び評議員会がその権限を適正に行使できる体制を設け、もって今後に向けた健全な経営に資するため、令和7年4月1日施行の私立学校法による役員及び評議員の選任までの役員及び評議員の選任手続について定めるものである。

(役員・評議員候補選考委員会)

第2条 理事候補者、監事候補者及び評議員候補者を選出するため、役員・評議員候補選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

2 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部教授会が投票で選出した委員 3名
- (2) 看護学部教授会が投票で選出した委員 1名
- (3) 看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (4) 医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (5) 事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
- (6) 「新生東京女子医科大学のための諮問委員会」(以下「諮問委員会」という)の委員 2名
- (7) 諮問委員会が推薦する学外の有識者 1名以上2名以内

3 諮問委員会は、前項第7号の推薦にあたっては、あらかじめ第1号から第5号までに定める選出母体の意見を聴かなければならない。

4 選考委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。

5 本学の理事、監事および評議員である者は、第2項各号の委員になることはできない。

6 委員長は、委員の互選により選任される。委員長は、副委員長を指名することができる。

7 選考委員会が必要と認める場合は、オブザーバーを指名することができる。

8 選考委員会の選考過程において委員が候補者として審議の対象となった場合には、当該委員は、特別の利害関係を有する委員として、当該委員を候補者とする議案にのみ議決に加わることはできない。

9 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。

10 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(学長)

第3条 本学の学長は、その在職中理事になる。

(学識区分理事の選考および選任)

第4条 第2条第2項第6号に定める委員は、選考委員会に推薦する本学を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する学外等の者(3名以上5名以内)を選出し、選考委員会は、その選出された者を寄附行為第7条第2項(学識区分)の理事候補者として理事会に推薦する。

2 理事会は、理事総数の過半数以上が出席した理事会において、前項にもとづき選考委員会が推薦した理事候補者の選任について審議する。

3 前項の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

4 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(本学医学部卒業生・教授・功労区分理事等の推薦、選考および選任)

第5条 次の各号に定める委員等は、寄附行為第7条第3項の理事候補者(本学医学部卒業生・教授・功労区分理事)として、当該各号に定める人数の理事候補者を、順位を記載した上で選考委員会に推薦するものとし、選考委員会は、推薦された当該理事候補者の中から、次項に定める人数を選出する。

- (1) (本学医学部卒業生区分)一般社団法人至誠会が推薦する本学医学部卒業生(ただし、一般社団法人至誠会の役員(理事、監事)を除く) 1名以上2名以内
- (2) (本学医学部卒業生区分)医学部教授会および医学部准講会が推薦する本学医学部卒業生(ただし、一般社団法人至誠会の役員(理事、監事)は除く) 2名以上4名以内
- (3) (教授区分)第2条第2項第1号および第2号の委員が推薦する本学医学部または看護学部教授会の

構成員である者 2名以上3名以内

(4) (功労区分) 医学部および看護学部准講会が推薦する本学医学部または看護学部教授会の構成員 2名

(5) (功労区分) 第2条第2項第3号の委員が推薦する看護職の副部長職以上の者、第2条第2項第4号の委員が推薦する医療技術職の薬剤部長・技師長以上の者、または第2条第2項第5号の委員が推薦する事務職の課長職以上の者 2名以上3名以内

2 選考委員会は、前項各号において推薦された理事候補者の中から、次の各号に定める区分要件に応じた人数を最終の理事候補者として選出する。なお、選考委員会は、本学を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから選出しなければならない。

(1) 本学医学部卒業生区分 3名以上4名以内

(2) 教授区分 1名以上2名以内

(3) 功労区分 2名以上3名以内

3 理事会は、前項の選考委員会で選出した理事候補者を評議員として選任し、前項の選考委員会で選出した理事候補者を評議員会に推薦する。

4 評議員会は、評議員総数の過半数以上が出席した評議員会において、前項にもとづき推薦された理事候補者の選任について審議する。

5 前項の決議は、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。

6 評議員会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(監事の選考)

第6条 選考委員会は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有し、かつ、監事選任基準に該当する者のうちから、監事候補者3名以内を理事会に推薦する。

2 前項の監事候補者は、本法人の理事、教職員、評議員または役員の配偶者もしくは三親等内の親族以外の者でなければならない。

(監事の選任)

第7条 理事会は、理事総数の過半数が出席した理事会において、前条にもとづき推薦された監事候補者の選出について審議する。

2 前項の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

3 評議員会は、第1項にもとづき選出された監事候補者の選任について審議する。

4 理事長は、評議員会の同意を得られた者を監事として選任する。

5 理事会および評議員会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(学長等)

第8条 本学の学長は、その在職中評議員になる。

2 本学の医学部長および看護学部長は、その在職中評議員になる。

3 東京女子医科大学病院の病院長は、その在職中評議員になる。

(評議員の選考)

第9条 選考委員会は、本学の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうち、第5条第3項にもとづき理事会で選任された評議員を評議員候補者から除き、評議員候補者を理事会に推薦する。

2 前項において選考委員会が理事会に推薦した評議員候補者および第5条第3項にもとづき理事会で選任された評議員の区分および人数の総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 寄附行為第23条第4項第1号(医学部卒業生区分) 9名以上13名以内

(2) 寄附行為第23条第4項第2号(教職員区分) 8名以上9名以内

(3) 寄附行為第23条第4項第3号(学識・功労区分) 5名以上8名以内

(評議員の選任)

第10条 寄附行為第23条第4項で定める評議員の選任について、理事会は、理事総数の過半数が出席した理事会において審議する。

2 前項の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 選考委員会の事務局は、総務課とする。

(任期)

第12条 本内規で選任された理事、監事および評議員の任期は、令和7年度6月の定時評議員会の終結の

時までとする。ただし、第3条に定める理事の任期については、別に定める「新生東京女子医科大学のための暫定学長選任内規」を準用し、令和7月31日までとする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会の承認を得るものとする。

附 則(令和6年9月20日内規第2409号の6)

本内規は、令和6年9月20日から施行し、令和6年12月31日限り、その効力を失う。